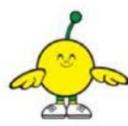


改正（令和5年3月）	現行（平成31年3月）																								
<div style="text-align: center;">   </div> <div style="text-align: center; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; margin: 10px 0;"> 建築関係工事請負契約における 設計変更ガイドライン </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>平成28年 3月 (令和5年3月 一部改正)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>福島県土木部</p> </div> <div style="text-align: right; font-size: small;">1</div>	<div style="text-align: center;">   </div> <div style="text-align: center; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; margin: 10px 0;"> 建築関係工事請負契約における 設計変更ガイドライン </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>平成28年 3月 (平成31年 3月 一部改正)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>福島県土木部</p> </div> <div style="text-align: right; font-size: small;">1</div>																								
<div style="text-align: center; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 建築関係工事請負契約における 設計変更ガイドライン </div> <p>目次</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">I 本ガイドラインの位置づけ</td> <td style="text-align: right;">P. 3</td> </tr> <tr> <td>II 設計変更ガイドライン</td> <td style="text-align: right;">P. 4～21</td> </tr> <tr> <td>III 工事一時中止ガイドライン</td> <td style="text-align: right;">P. 22～35</td> </tr> <tr> <td>IV 受発注者間のコミュニケーション</td> <td style="text-align: right;">P. 36</td> </tr> <tr> <td>V 『参考資料』（福島県工事請負契約約款（抜粋）他）</td> <td style="text-align: right;">P. 37～49</td> </tr> <tr> <td>VI 『Q&A及び事例集』</td> <td style="text-align: right;">P. 50～81</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> <div style="text-align: left; font-size: x-small; margin-top: 10px;">福島県土木部</div> <div style="text-align: right; font-size: x-small;">2</div>	I 本ガイドラインの位置づけ	P. 3	II 設計変更ガイドライン	P. 4～ 21	III 工事一時中止ガイドライン	P. 22 ～ 35	IV 受発注者間のコミュニケーション	P. 36	V 『参考資料』（福島県工事請負契約約款（抜粋）他）	P. 37 ～ 49	VI 『Q&A及び事例集』	P. 50 ～ 81	<div style="text-align: center; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 建築関係工事請負契約における 設計変更ガイドライン </div> <p>目次</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">I 本ガイドラインの位置づけ</td> <td style="text-align: right;">P. 3</td> </tr> <tr> <td>II 設計変更ガイドライン</td> <td style="text-align: right;">P. 4～18</td> </tr> <tr> <td>III 工事一時中止ガイドライン</td> <td style="text-align: right;">P. 19～32</td> </tr> <tr> <td>IV 受発注者間のコミュニケーション</td> <td style="text-align: right;">P. 35</td> </tr> <tr> <td>V 『参考資料』（福島県工事請負契約約款（抜粋）他）</td> <td style="text-align: right;">P. 36～48</td> </tr> <tr> <td>VI 『Q&A及び事例集』</td> <td style="text-align: right;">P. 49～</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> <div style="text-align: left; font-size: x-small; margin-top: 10px;">福島県土木部</div> <div style="text-align: right; font-size: x-small;">2</div>	I 本ガイドラインの位置づけ	P. 3	II 設計変更ガイドライン	P. 4～18	III 工事一時中止ガイドライン	P. 19～32	IV 受発注者間のコミュニケーション	P. 35	V 『参考資料』（福島県工事請負契約約款（抜粋）他）	P. 36～48	VI 『Q&A及び事例集』	P. 49～
I 本ガイドラインの位置づけ	P. 3																								
II 設計変更ガイドライン	P. 4～ 21																								
III 工事一時中止ガイドライン	P. 22 ～ 35																								
IV 受発注者間のコミュニケーション	P. 36																								
V 『参考資料』（福島県工事請負契約約款（抜粋）他）	P. 37 ～ 49																								
VI 『Q&A及び事例集』	P. 50 ～ 81																								
I 本ガイドラインの位置づけ	P. 3																								
II 設計変更ガイドライン	P. 4～18																								
III 工事一時中止ガイドライン	P. 19～32																								
IV 受発注者間のコミュニケーション	P. 35																								
V 『参考資料』（福島県工事請負契約約款（抜粋）他）	P. 36～48																								
VI 『Q&A及び事例集』	P. 49～																								

1 設計変更ガイドライン策定の背景

◆工事請負契約の原則

- 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が**各々の対等な立場**における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。（公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条10項を参照）
- 発注者及び受注者は、**契約約款に基づき**、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、法令を遵守し、**締結した契約を履行しなければならない**。（契約約款第1条を参照）



◆建築関係工事の特徴

- 建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された**一品ごとに受注生産される物**であり、自然や社会といった**多種多様な環境条件に対応して生産される**という特殊性を有している。
- 工事の進捗と共に、**当初発注時に予見できない**施工条件や環境の変化などが起こり得る。



◆設計変更ガイドライン策定の目的

- 設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更**に該当する**ケース・該当しないケース、手続きの流れ等**について十分理解しておく必要があり、本ガイドラインは**円滑な設計変更を行うためのツール**として活用することを目的とする。なお、設計変更ガイドラインは、**一般的な考え方を示す**ものである。



1 設計変更ガイドライン策定の背景

◆工事請負契約の原則

- 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が**各々の対等な立場**における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。（公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条10項を参照）
- 発注者及び受注者は、**契約約款に基づき**、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、法令を遵守し、**締結した契約を履行しなければならない**。（契約約款第1条を参照）



◆建築関係工事の特徴

- 建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された**一品ごとに受注生産される物**であり、自然や社会といった**多種多様な環境条件に対応して生産される**という特殊性を有している。
- 工事の進捗と共に、**当初発注時に予見できない**施工条件や環境の変化などが起こり得る。



◆設計変更ガイドライン策定の目的

- 設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更**に該当する**ケース・該当しないケース、手続きの流れ等**について十分理解しておく必要があり、本ガイドラインは**円滑な設計変更を行うためのツール**として活用することを目的とする。なお、設計変更ガイドラインは、**一般的な考え方を示す**ものである。



2 用語の定義

◆設計変更ガイドラインにおいて用いる用語を以下に定義する

- 「**設計変更**」とは、契約約款第18条（条件変更等）又は第19条（設計図書の変更）の規定により設計図書を変更することをいう。
- 「**契約変更**」とは、契約約款第24条（工期の変更方法）又は第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
- 「**軽微な設計変更**」とは、「工事内容の変更に係る変更決定等の手続き」に基づいて、工事の内容を変更し、工期末までに一括して請負代金額の契約変更をするもので、次のもの（補助事業にあっては、国で定める軽微な変更にも該当するものに限り。）をいう。

※「軽微な設計変更」とは国交省の表現であり、福島県においては「軽微な変更」のことを指すものである。

ア 当初の設計価格に対して20%未満である設計価格の変更。
ただし、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る災害復旧事業又は復興事業にあっては、当初の設計価格に対して30%未満である設計価格の変更。
（※当初の設計価格に対する増減であり、契約変更後の設計価格ではないことに注意する。）

イ 予定価格により、当該工事の契約を議会の議決に付したるもの（県の場合は5億円を超えるもの）または、変更後議会の議決に付したるもの（※金額の変更、工期の変更等に係らないもの）
また、当初の設計価格に対して4千万円以下である設計価格の変更に係るもの。
（※金額の変更、工期の変更等に係らないもの）

※通常「設計変更」が行われると、設計価格が変更となることから、請負代金額を変更する必要が生じるので、「契約変更」も合わせて行うこととなる。

2 用語の定義

◆設計変更ガイドラインにおいて用いる用語を以下に定義する

- 「**設計変更**」とは、契約約款第18条（条件変更）又は第19条（設計図書の変更）の規定により設計図書を変更することをいう。
- 「**契約変更**」とは、契約約款第23条（工期の変更方法）又は第24条（請負代金額の変更方法）の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
- 「**軽微な設計変更**」とは、「工事内容の変更に係る変更決定等の手続き」に基づいて、工事の内容を変更し、工期末までに一括して請負代金額の契約変更をするもので、次のもの（補助事業にあっては、国で定める軽微な変更にも該当するものに限り。）をいう。

ア 当初の設計価格に対して20%未満である設計価格の変更。
ただし、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る災害復旧事業又は復興事業にあっては、当初の設計価格に対して30%未満である設計価格の変更。
（※当初の設計価格に対する増減であり、契約変更後の設計価格ではないことに注意する。）

イ 予定価格により、当該工事の契約を議会の議決に付したるもの（県の場合は5億円を超えるもの）または、変更後議会の議決に付したるもの（※金額の変更、工期の変更等に係らないもの）
また、当初の設計価格に対して4千万円以下である設計価格の変更に係るもの。
（※金額の変更、工期の変更等に係らないもの）

※通常「設計変更」が行われると、設計価格が変更となることから、請負代金額を変更する必要が生じるので、「契約変更」も合わせて行うこととなる。



3 設計変更に関する留意事項

◆受注者の留意事項

- 受注者は契約約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。
- 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- 受注者は、指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。



（補足）「監督員と協議」とは、協議事項について、監督員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。（建築関係工事共通仕様書 福島県土木部）

3 設計変更に関する留意事項

◆受注者の留意事項

- 受注者は契約約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。
- 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- 受注者は、指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。



（補足）「監督員と協議」とは、協議事項について、監督員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。（建築・設備工事共通仕様書 福島県土木部）

4 設計変更該当しないケース

◆下記の場合においては、原則として設計変更には該当しない。
（ただし、契約約款第27条（臨機の措置）による対応の場合はこの限りではない）

- 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- 契約約款第18条～25条、建築関係工事共通仕様書福島県土木部1.1.6～1.1.8に定められている所定の手続きを経ていない場合。
- 建築関係工事共通仕様書福島県土木部の各章に規定されている監督員の承諾、指示、協議等（書面によることを原則とする）を踏まえないで施工を実施した場合。
- 指示等によらず、承諾（施工図による承諾等）で施工した場合。



4 設計変更該当しないケース

◆下記の場合においては、原則として設計変更には該当しない。
（ただし、契約約款第26条（臨機の措置）による対応の場合はこの限りではない）

- 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
- 契約約款第18条～24条、建築・設備工事共通仕様書福島県土木部1.1.5～1.1.7に定められている所定の手続きを経ていない場合。
- 建築・設備工事共通仕様書福島県土木部の各章に規定されている指示、協議等（書面によることを原則とする）を踏まえないで施工を実施した場合。
- 指示等によらず、承諾（施工図による承諾等）で施工した場合。



5 設計変更該当するケース

◆契約約款第18条(条件変更等)に該当

受注者は、以下の事実を発見したときは、それが確認できる資料を書面により監督員に**通知**し、その確認を**請求**しなければならない。

- **設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第18条第1項（2））。**
例）工事施工に必要な材料仕様について、図面ごとに一致しない場合。
建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合。
- **設計図書の表示が明確でない場合（第18条第1項（3））。**
例）図面の記載内容が読み取れない場合。
- **設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第18条第1項（4））。**
例）設計図書に明示された**想定**支持地盤と実際の**工事現場**が大きく異なる事実が判明した場合。
施工中に設計図書に示されていない**石綿**含有建材を発見し、調査**及び**撤去が必要となった場合。
設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合。
- **設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（第18条第1項（5））。**
例）施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合。
施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合。

5 設計変更該当するケース

◆契約約款第18条(条件変更等)に該当

受注者は、以下の事実を発見したときは、それが確認できる資料を書面により監督員に**通知**し、その確認を**請求**しなければならない。

- **設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第18条第1項（2））。**
例）工事施工に必要な材料仕様について、図面ごとに一致しない場合。
建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合。
- **設計図書の表示が明確でない場合（第18条第1項（3））。**
例）図面の記載内容が読み取れない場合。
- **設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第18条第1項（4））。**
例）設計図書に明示された支持地盤と実際の施工による支持地盤が大きく異なる事実が判明した場合。
施工中に設計図書に示されていない**アスベスト**含有建材を発見し、調査や撤去が必要となった場合。
設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合。
- **設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（第18条第1項（5））。**
例）施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合。
施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合。

◆契約約款第19条(設計図書の変更)に該当

- **発注者が必要があると認め、設計図書を変更しようとする場合。**
（補足）発注者は予定している別途工事がある場合には、その内容を予め設計図書で示すことが望ましい。

◆契約約款第20条(工事の中止)に該当

- **受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工出来ないと認められる場合は、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。またその場合必要があると認められるときは、工期を延長し、受注者が一時中止に伴う増加費用を必要としたときはその費用を負担しなければならない。**

※ 詳細については「工事一時中止ガイドライン」を参照。

なお、第20条に**関わらず**、受注者は第22条（受注者の請求による工期の延長）に**基づく**工期の延長変更を請求することができる。また、天災等の不可抗力により、引渡前に工事目的物や仮設物その他に損害が生じたときの手続は、第30条（不可抗力による損害）その他も参照する。

◆契約約款第19条(設計図書の変更)に該当

- **発注者が必要があると認め、設計図書を変更しようとする場合。**
（補足）発注者は予定している別途工事がある場合には、その内容を予め設計図書で示すことが望ましい。

◆契約約款第20条(工事の中止)に該当

- **受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工出来ないと認められる場合は、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。またその場合必要があると認められるときは、工期を延長し、受注者が一時中止に伴う増加費用を必要としたときはその費用を負担しなければならない。**

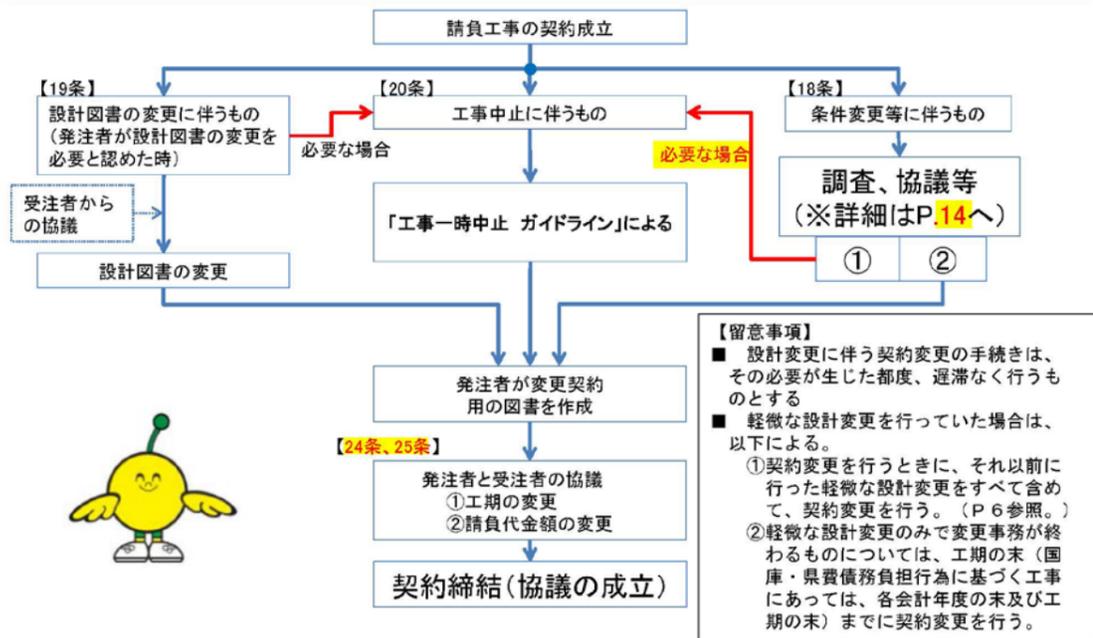
※ 詳細については「工事一時中止ガイドライン」を参照。

なお、第20条にかかわらず、受注者は第21条（受注者の請求による工期の延長）にもとづく工期の延長変更を請求することができる。また、天災等の不可抗力により、引渡前に工事目的物や仮設物その他に損害が生じたときの手続は、第29条（不可抗力による損害）その他も参照する。

改正（令和5年3月）

現行（平成31年3月）

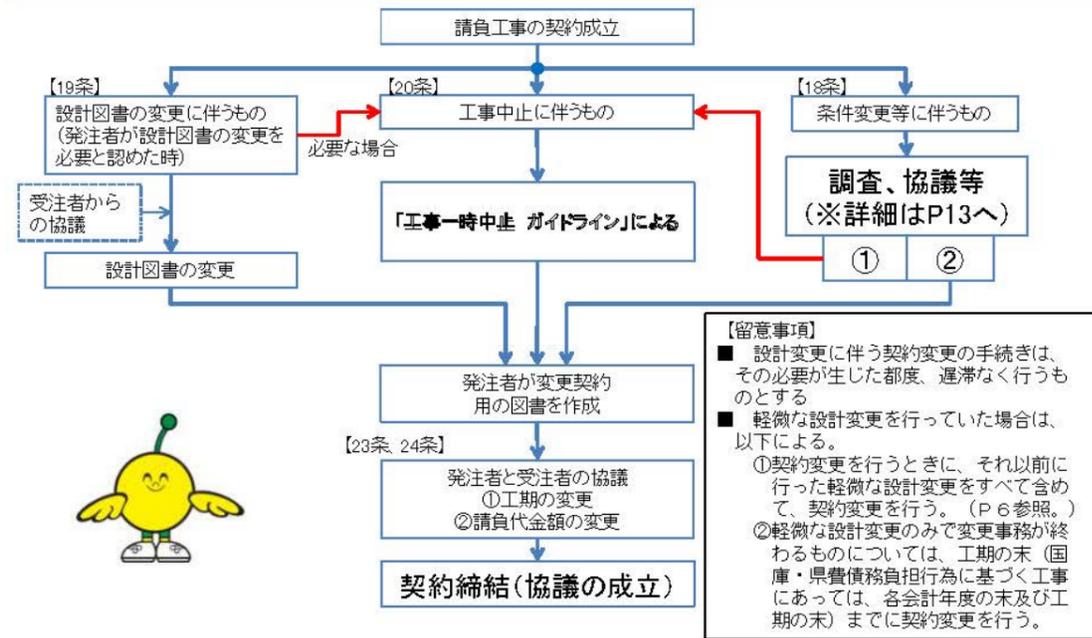
6 設計変更手続きフロー（全体）



福島県土木部

13

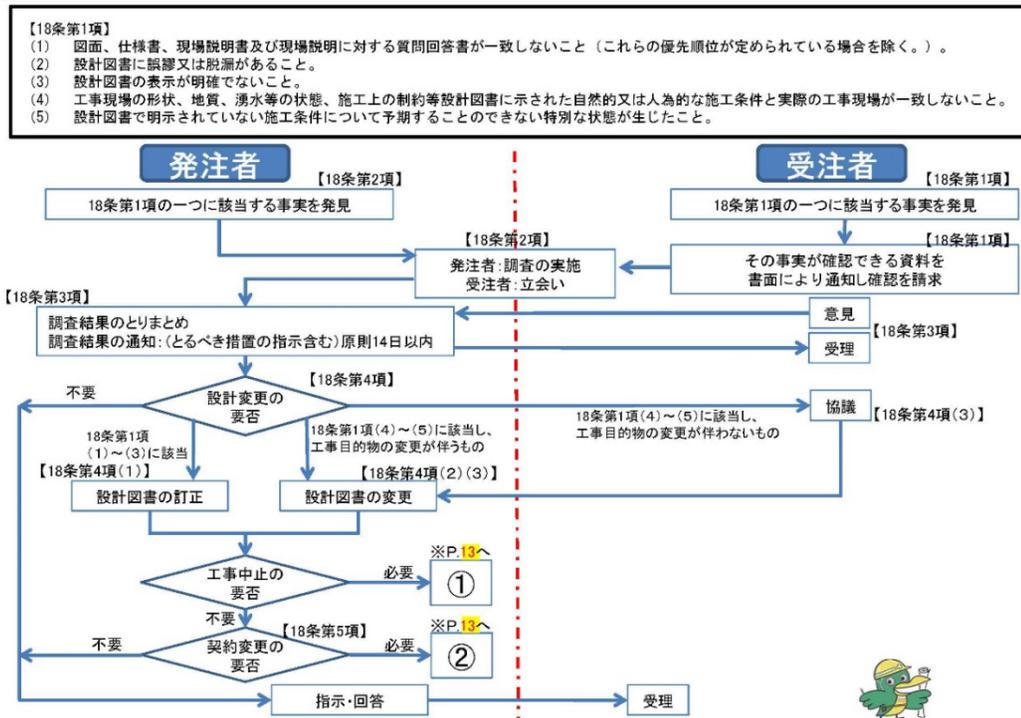
6 設計変更手続きフロー（全体）



福島県土木部

13

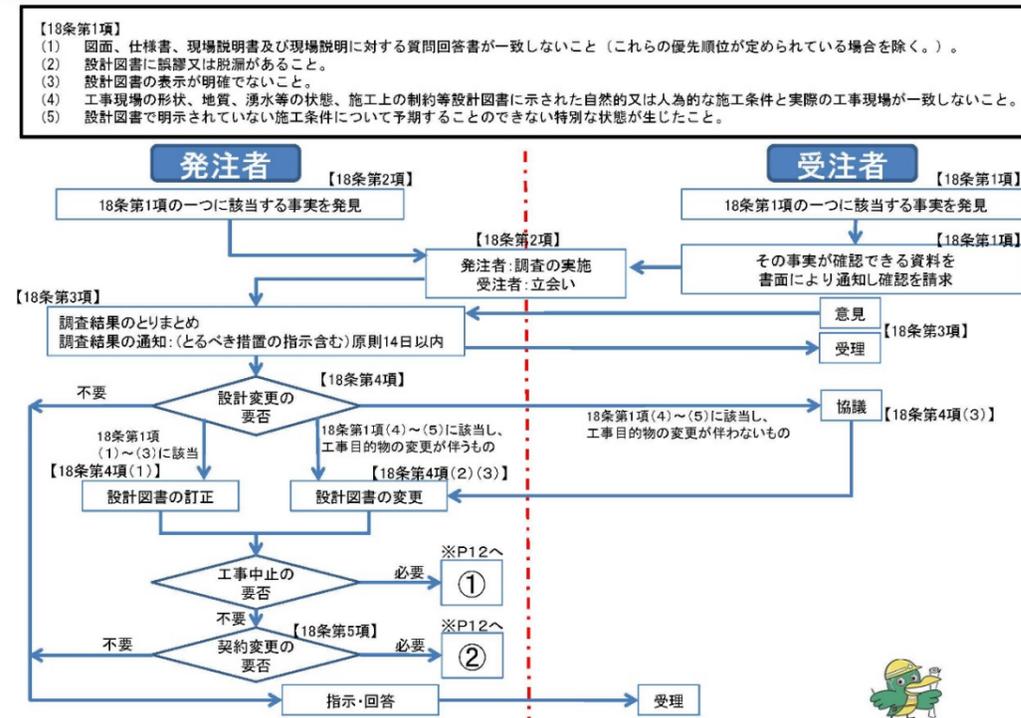
フロー図（18条関係）



福島県土木部

14

フロー図（18条関係）



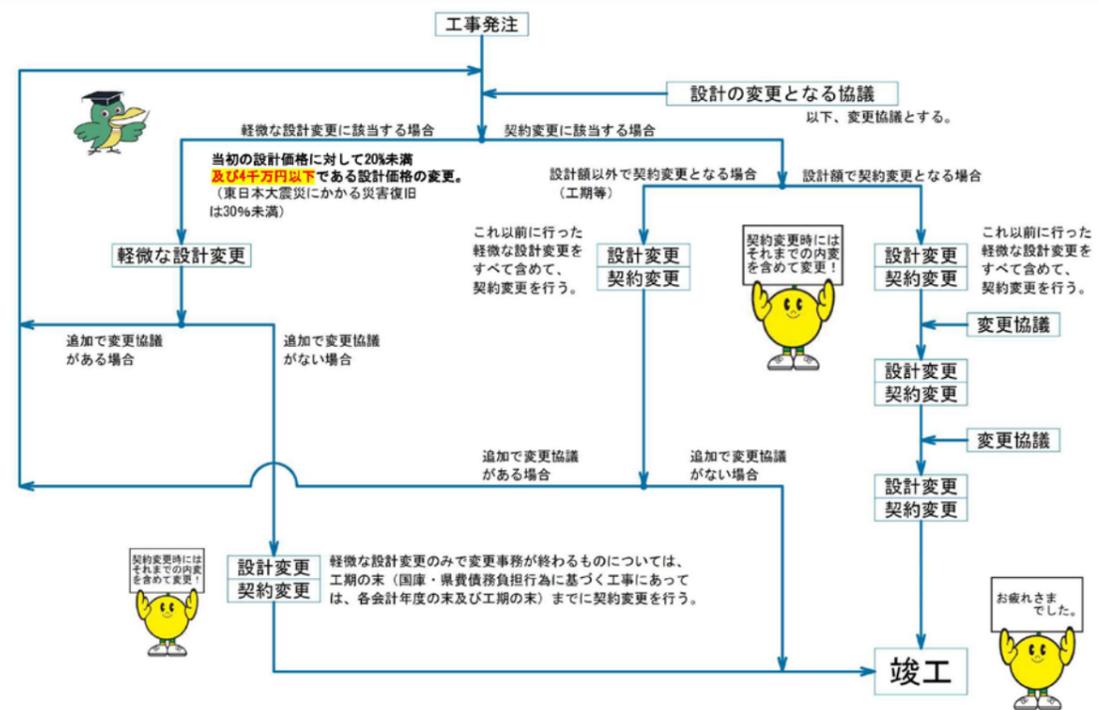
福島県土木部

14

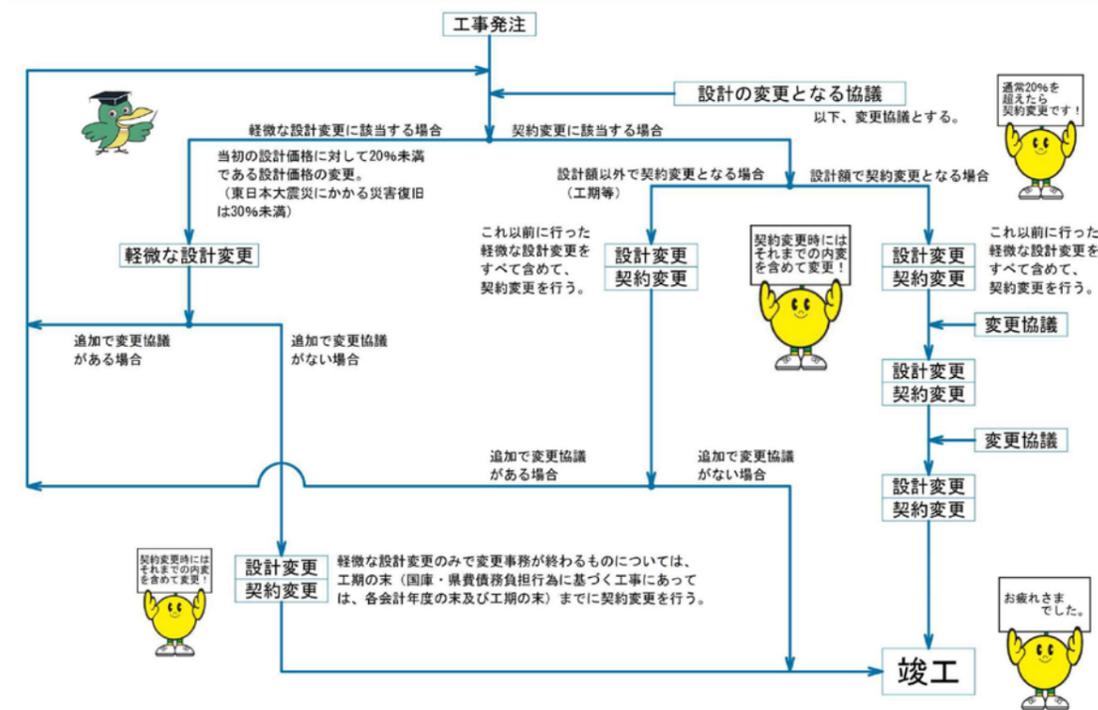
改正（令和5年3月）

現行（平成31年3月）

フロー図（設計変更の関係）



フロー図（設計変更の関係）



7 関連事項

◆指定と任意の考え方について

■指定と任意の定義

契約約款第1条第3項に「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段、（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める。」と明記されているように、受注者の責任において施工するのが基本的な考え方である。（自主施工の原則とも言われている。）

工事目的物を完成するための施工方法・仮設等において、「指定」とは、設計図書のとおり施工を行うものであり、「任意」とは、受注者の責任において自主的に施工を行うものである。



7 関連事項

◆指定と任意の考え方について

■指定と任意の定義

契約約款第1条第3項に「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段、（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める。」と明記されているように、受注者の責任において施工するのが基本的な考え方である。（自主施工の原則とも言われている。）

工事目的物を完成するための施工方法・仮設等において、「指定」とは、設計図書のとおり施工を行うものであり、「任意」とは、受注者の責任において自由に施工を行うものである。



改正（令和5年3月）

現行（平成31年3月）

■指定

工事目的物を完成するための施工方法・仮設等は、「自主施工の原則」により、受注者の責任において自主的に施工するのが基本である。

しかし、「第三者への配慮」、「安全確保」、「関係機関等との協議」等により施工方法等に制約を必要とする場合は、発注者は、その要件を設計図書に明示し、「指定」する必要がある。



指定する場合の明示事項については、現場条件を十分に考慮し設計する必要がある。

■任意



任意は、積算のための参考図を示すこともあるが、受注者に一切の自主施工を委任するものである。

しかし、指定しない場合であっても、設計図書で施工条件を明示しておく必要がある。任意であっても、当初明示した施工条件に変更があった場合には、変更の対象とする。

■指定

工事目的物を完成するための施工方法・仮設等は、「自主施工の原則」により、受注者の責任において自由に施工するのが基本である。

しかし、「第三者への配慮」、「安全確保」、「関係機関等との協議」等により施工方法等に制約を必要とする場合は、発注者は、その要件を設計図書に明示し、「指定」する必要がある。



指定する場合の明示事項については、現場条件を十分に考慮し設計する必要がある。

■任意



任意は、積算のための参考図を示すこともあるが、受注者に一切の自由施工を委任するものである。

しかし、指定しない場合であっても、設計図書で施工条件を明示しておく必要がある。任意であっても、当初明示した施工条件に変更があった場合には、変更の対象とする。

■設計変更の取扱い



指定・任意に関わらず、設計図書に明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があるため、施工条件（地質条件、廃棄物処理条件等）をできるだけ明示することが必要である。

	設計図書における明示	仮設・施工方法等の変更	仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更
「指定」	施工方法等について具体的に指定する(契約条件として位置づけ)	発注者の指示又は承諾が必要	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
「任意」	施工方法等について具体的に指定しない。注)1	受注者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)注)2	原則として、設計変更の対象としない	設計変更の対象とする

注)1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工が大幅に異なる時は協議の対象となる場合がある。
 注)2 共通仕様書において、施工計画書の扱いは、提出されたものの受理であり、承諾行為ではない。(積算と異なる工法等であっても発注者が責任を負うものではない。)

■設計変更の取扱い



指定・任意にかかわらず、設計図書に明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があるため、施工条件（地質条件、廃棄物処理条件等）をできるだけ明示することが必要である。

	設計図書における明示	仮設・施工方法等の変更	仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更
「指定」	施工方法等について具体的に指定する(契約条件として位置づけ)	発注者の指示又は承諾が必要	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
「任意」	施工方法等について具体的に指定しない。注)1	受注者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)注)2	原則として、設計変更の対象としない	設計変更の対象とする

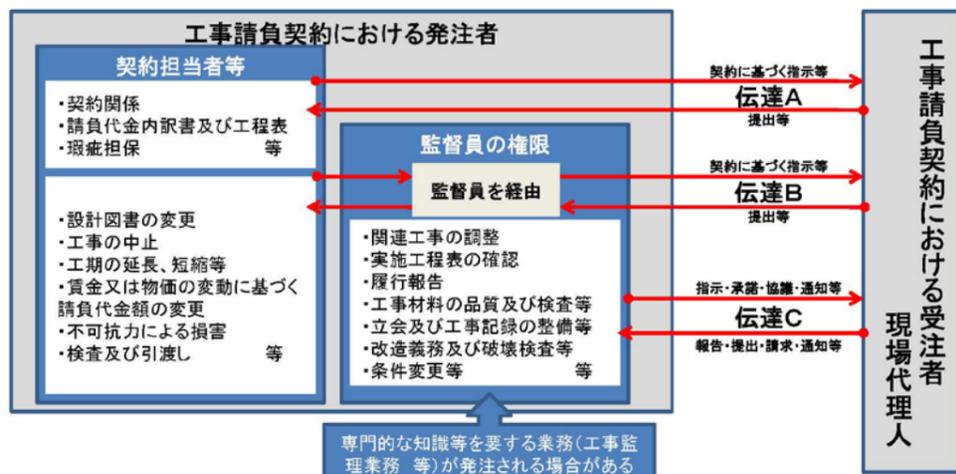
注)1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工が大幅に異なる時は協議の対象となる場合がある。
 注)2 共通仕様書において、施工計画書の扱いは、提出されたものの受理であり、承諾行為ではない。(積算と異なる工法等であっても発注者が責任を負うものではない。)

改正（令和5年3月）

◆契約約款における発注者と受注者の関係



契約約款においては、監督員は発注者権限の一部を行使し(伝達C)、加えて、受注者に対する発注者組織の接点としての役割が与えられている(伝達B)。
 工事を進める上では、この3者間の速やかな伝達が重要である。
 (ワンデーレスポンス、**ウィークリースタンス**)



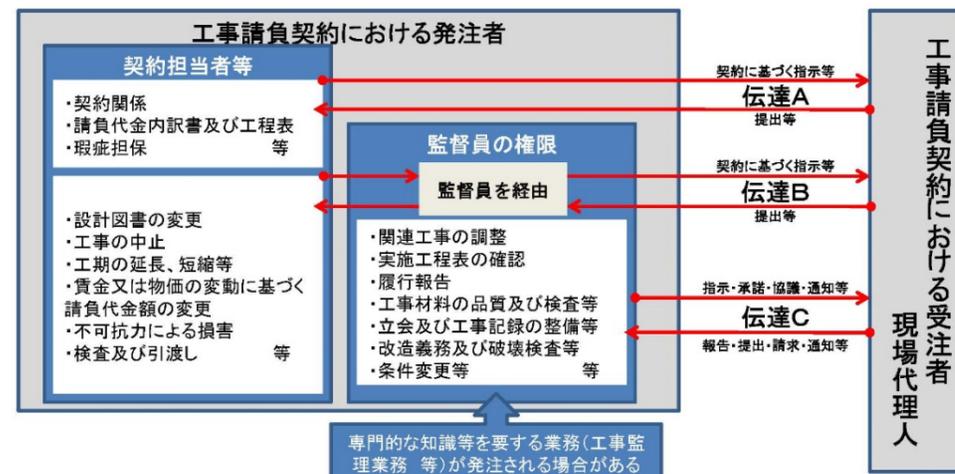
伝達A 受注者と契約担当者等が書面を直接伝達するもの等
 伝達B 受注者と契約担当者等が書面を監督員を経由して伝達するもの等
 伝達C 受注者と監督員が書面を直接伝達するもの等
 この「伝達」とは、契約に基づく指示・承諾・協議・報告・提出・請求・通知・立会等の発注者と受注者間の意図伝達を総称するものである。

現行（平成31年3月）

◆契約約款における発注者と受注者の関係



契約約款においては、監督員は発注者権限の一部を行使し(伝達C)、加えて、受注者に対する発注者組織の接点としての役割が与えられている(伝達B)。
 工事を進める上では、この3者間の速やかな伝達が重要である。(ワンデーレスポンス)



伝達A 受注者と契約担当者等が書面を直接伝達するもの等
 伝達B 受注者と契約担当者等が書面を監督員を経由して伝達するもの等
 伝達C 受注者と監督員が書面を直接伝達するもの等
 この「伝達」とは、契約に基づく指示・承諾・協議・報告・提出・請求・通知・立会等の発注者と受注者間の意図伝達を総称するものである。

1 工事一時中止ガイドラインの運用

◆工事の現状及び課題

□ 一部の建築関係工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う**工事現場の状態の変化等**により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。
 そうした場合、**受注者の責に帰すことのできない理由により、施工できなくなった工事**について、困難な状況が解消されるまで、工事の一時中止を行わなければならない。また、**工事現場の維持等に要する費用の適切な計上**が必要である。
 しかし、一部の工事について、一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある。

◆工事一時中止のガイドラインの策定

□ このような現状及び課題を踏まえ、主に発注者事由による工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドラインを策定するものである。

※発注者は、契約約款第20条の規定に基づき、**受注者の責に帰すことのできないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工ができなくなった工事**については、**工事の全部又は一部の施工を一時中止**させなければならない。

1 工事一時中止ガイドラインの運用

◆工事の現状及び課題

□ 一部の建築関係工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う**工事現場の状態の変化等**により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。
 そうした場合、**受注者の責に帰すことのできない理由により、施工できなくなった工事**について、困難な状況が解消されるまで、工事の一時中止を行わなければならない。また、**工事現場の維持等に要する費用の適切な計上**が必要である。
 しかし、一部の工事について、一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘がある。

◆工事一時中止のガイドラインの策定

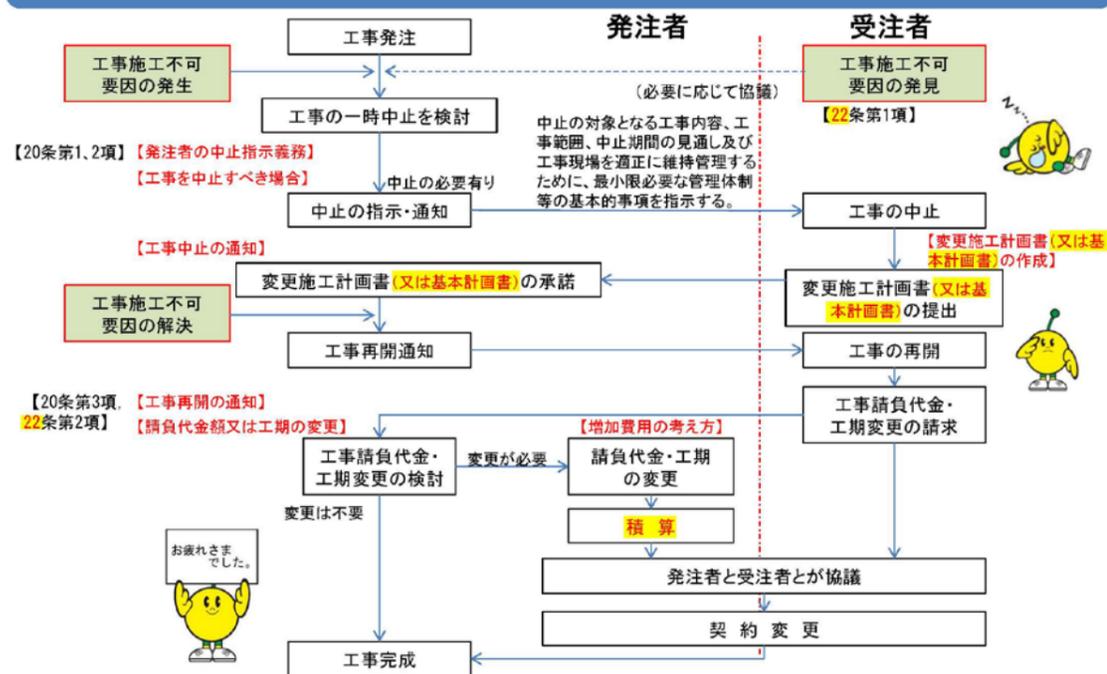
□ このような現状及び課題を踏まえ、主に発注者事由による工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドラインを策定するものである。

※発注者は、契約約款第20条の規定に基づき、**受注者の責に帰すことのできないものにより工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより、施工ができなくなった工事**については、**工事の全部又は一部の施工を一時中止**させなければならない。

改正（令和5年3月）

現行（平成31年3月）

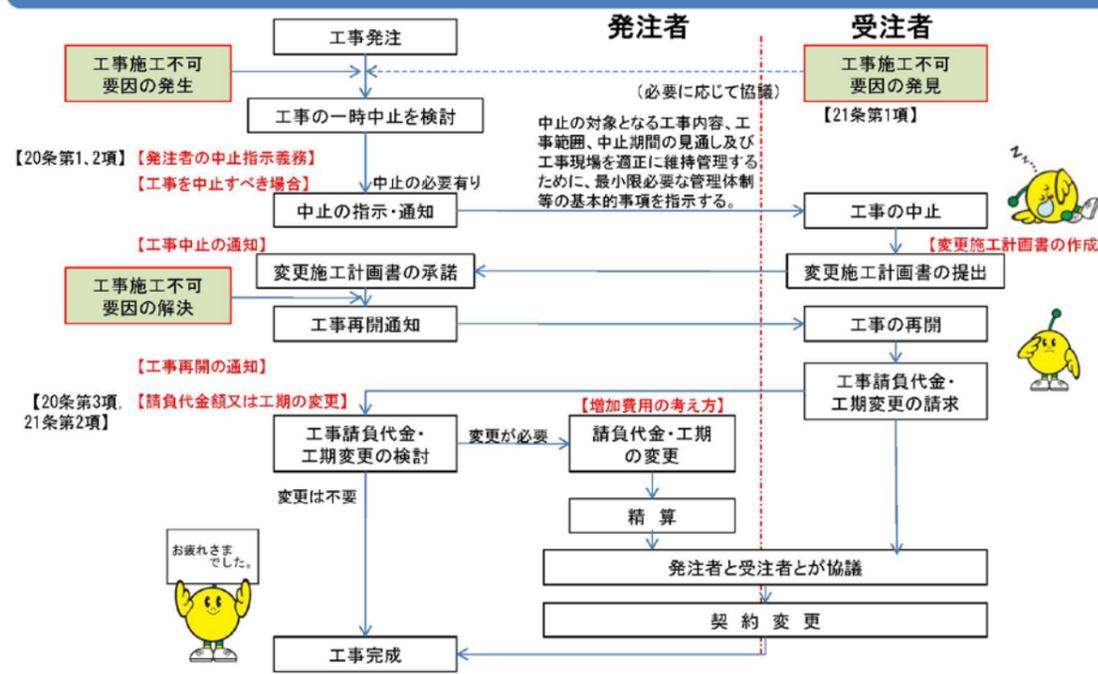
2 工事の一時中止に係る基本フロー



福島県土木部

24

2 工事の一時中止に係る基本フロー



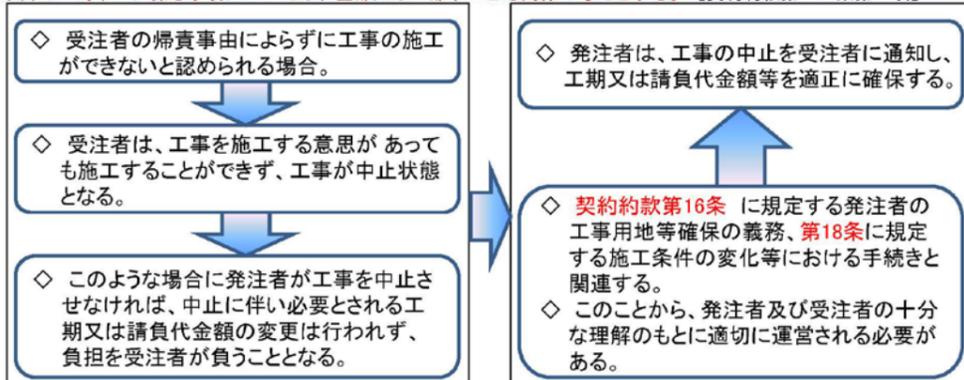
福島県土木部

24

3 発注者の中止指示義務

- ◆ 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を通知しなければならない。
- ◇ 受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。【契約約款第20条第1項】



注) 1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては次のとおり。
 ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
 ・ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】
 ※大幅な工期延期とは、契約約款（受注者の催告によらない解除権）第4.5条第1項（2）を準拠して、「延期期間が当初工期の1.0分の5（工期の1.0分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

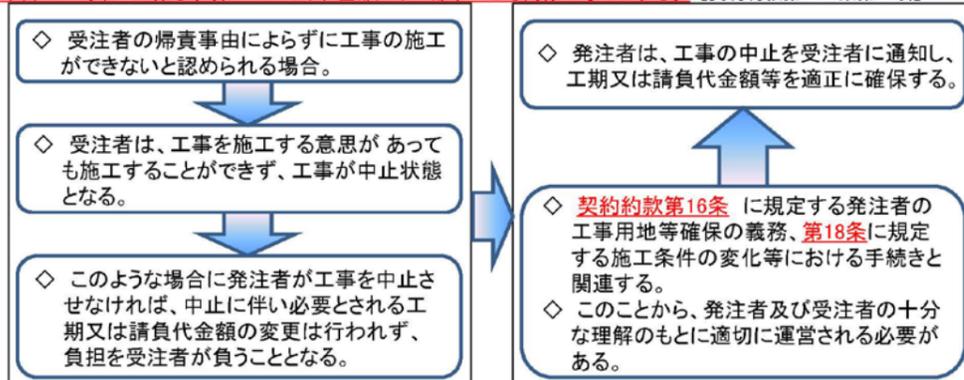
福島県土木部

25

3 発注者の中止指示義務

- ◆ 受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を通知しなければならない。
- ◇ 受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。【契約約款第20条第1項】



注) 1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては次のとおり。
 ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
 ・ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】
 ※大幅な工期延期とは、契約約款（受注者の解除権）第4.5条第1項（2）を準拠して、「延期期間が当初工期の1.0分の5（工期の1.0分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

福島県土木部

25

7 変更施工計画書の作成

◆工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっているため、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示する。

- 受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。（「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいう。）
- 受注者は、変更施工計画書（又は基本計画書）において管理責任に係る旨を明らかにする。
- 受注者は実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理が必要であることから、変更施工計画書（又は基本計画書）の提出を行い、発注者の承諾を得るものとする。

- 工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「仕様書」に明記
第1編 総則 第1章一般共通事項 第1節一般事項 1.1.7 工事の一時中止に係る事項
2 工事の一時中止に係る計画の作成は、次に示すとおりとする。
(1)（一部省略）工事一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入機材及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

- 変更施工計画書（又は基本計画書）の記載内容
◇ 変更施工計画書（又は基本計画書）作成の目的。
◇ 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入機材及び建設機械器具等の確認に関すること。
◇ 中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること。（機材＝機器及び材料）
◇ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項。 ◇ 工事再開に向けた方策。
◇ 工事一時中止に伴う増加費用※及び算定根拠。 ◇ 変更施工計画書（又は基本計画書）に変更が生じた場合の手続き。
※工事一時中止の指示時点で想定している中止期間における概算額を記入する。一部一時中止の場合は、概算金額の記入は省略できる。

7 変更施工計画書の作成

◆工事期間中における工事現場の管理は受注者が行うことになっているため、発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示する。

- 受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。（「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいう。）
- 受注者は、変更施工計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。
- 受注者は実際に工事着手する前の事前調査や施工計画作成中であっても、現場の管理が必要であることから、変更施工計画書の提出を行い、発注者の承諾を得るものとする。

- 工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「仕様書」に明記
第1編 総則 第1章一般共通事項 第1節一般事項 1.1.6 工事の一時中止に係る事項
2 工事の一時中止に係る計画の作成は、次のとおりとする。
(1)（一部省略）工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「変更施工計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、変更施工計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

- 変更施工計画書の記載内容
◇ 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。
◇ 中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること。
◇ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項。

8 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

◆発注者は、工事の施工を中止させた場合において、「必要があると認められるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。

関連事項【契約約款第20条第3項】

- ◇ 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。
- ◇ 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

請負代金額の変更

- ◇ 一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費の係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

工期の変更

- ◇ 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ◇ 地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- ◇ このことから、後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

増加費用の負担

- ◇ 増加費用
暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの。
- ◇ 損害の負担
○ 発注者に過失がある場合に生じたもの。
○ 事情変更により生じたもの。※ 増加費用と損害は区別しないものとする。

8 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

◆発注者は、工事の施工を中止させた場合において、「必要があると認められるとき」は、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を負担しなければならない。

関連事項【契約約款第20条第3項】

- ◇ 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。
- ◇ 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

請負代金額の変更

- ◇ 一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費の係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

工期の変更

- ◇ 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ◇ 地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。
- ◇ このことから、後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

増加費用の負担

- ◇ 増加費用
暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの。
- ◇ 損害の負担
○ 発注者に過失がある場合に生じたもの。
○ 事情変更により生じたもの。※ 増加費用と損害は区別しないものとする。

9 増加費用の考え方

◆本工事施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に計上する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事一時中止に伴う必要な費用（工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用）及び受注者の本支店における必要な費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◆ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等。

※工事を中止したために必要となる材料・設備機器等の倉庫保管料及び入出庫手数料を含む。

工事体制の縮小に要する費用

- ◆ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等。

工事の再開準備に要する費用

- ◆ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等。



9 増加費用の考え方

◆本工事施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に計上する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事一時中止に伴う必要な費用（工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用）及び受注者の本支店における必要な費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◆ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等。

工事体制の縮小に要する費用

- ◆ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等。

工事の再開準備に要する費用

- ◆ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等。

※本工事とは、工事目的物及び仮設に係る工事。

削除

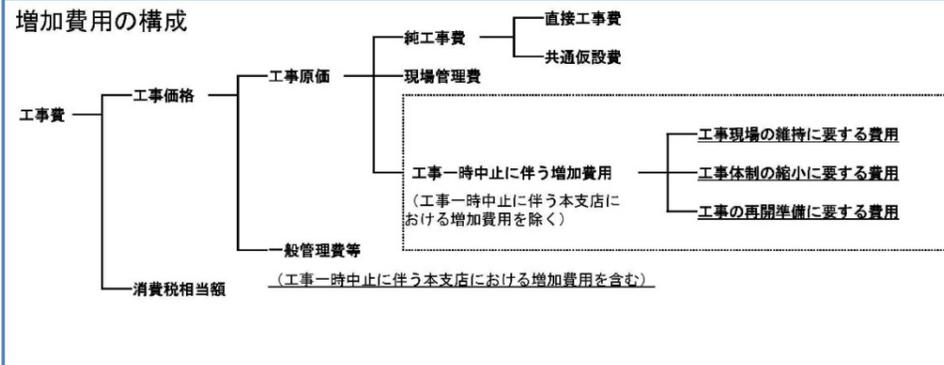


◆本工事施工中に中止した場合

■増加費用の算定

- ◆ **増加費用の算定**は、受注者が変更施工計画書（又は基本計画書）に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者で協議して行う。
- ◆ 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。

増加費用の構成

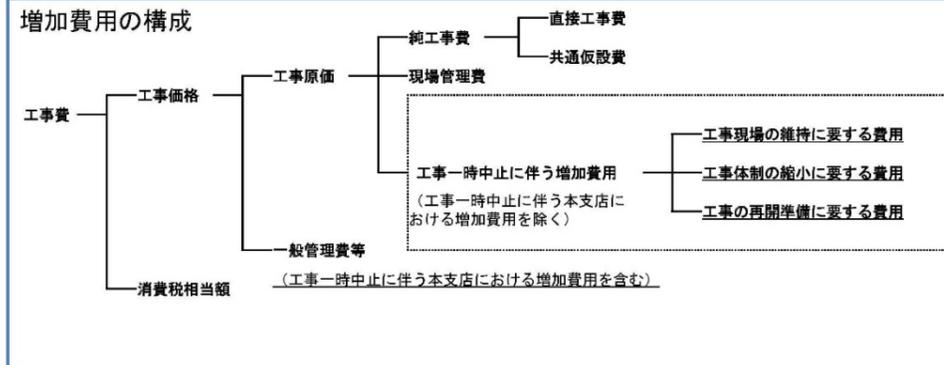


◆本工事施工中に中止した場合

■増加費用の算定

- ◆ **増加費用の算定**は、受注者が変更施工計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者で協議して行う。
- ◆ 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。

増加費用の構成



改正（令和5年3月）

現行（平成31年3月）

◆準備期間に中止した場合

- ◇ 準備期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◇ 発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



●増加費用

- 増加費用は、受注者から請求があった場合に計上する。
- 増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「変更施工計画書（又は基本計画書）」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する（積算は受注者から見積を求め行う）。

◆準備期間に中止した場合

- ◇ 準備期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◇ 発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



●増加費用

- 増加費用は、受注者から請求があった場合に計上する。
- 増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「変更施工計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する（積算は受注者から見積を求め行う）。

IV 受発注者間のコミュニケーション

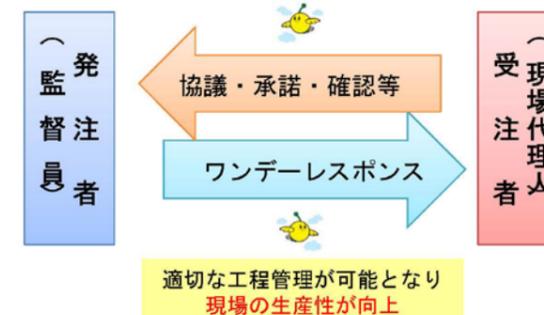
工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策に取り組む

- ・ワンデーレスポンス：施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の待ち時間を解消
- ・ウィークリースタンス：週間を通じて時間外労働を避ける仕組み（共通仕様書1.1.24）
- ・円滑な設計変更：各種ガイドラインの活用及び設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更を実施



IV 受発注者間のコミュニケーション

■ 工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、受注者は協議・承諾・確認等を的確に行い、発注者はワンデーレスポンスに取り組む必要がある。



◆ワンデーレスポンス

ワンデーレスポンスは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく一連の対策に位置づけられることから、設計変更に係る協議においてもワンデーレスポンスの実施が適用されている。
ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。
なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとしている。

改正（令和5年3月）	現行（平成31年3月）
<div style="text-align: center; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;">V 参考資料</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <p>目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福島県工事請負契約約款について(抜粋) 2 現場代理人の常駐期間及び主任技術者等の専任期間の概念図 3 工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続きについて 4 受託営繕(土木)工事に係る工事内容変更伺の事務処理について(通知) <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 福島県土木部 37 </div>	<div style="text-align: center; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;">V 参考資料</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <p>目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福島県工事請負契約約款について(抜粋) 2 現場代理人の常駐期間及び主任技術者等の専任期間の概念図 3 工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続きについて 4 受託営繕(土木)工事に係る工事内容変更伺の 削除事務処理について(通知) <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 福島県土木部 37 </div>
<div style="text-align: center; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;">参考資料 </div> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">◆福島県工事請負契約約款について(抜粋) (1/6)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その精算金を支払うものとする。 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 5 この約款に定める 催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。 ～以下、省略～ <p>(工事用地の確保等)</p> <p>第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 福島県土木部 38 </div>	<div style="text-align: center; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;">参考資料 </div> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">◆福島県工事請負契約約款について(抜粋) (1/6)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(総則)</p> <p>第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その精算金を支払うものとする。 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。 ～以下、省略～ <p>(工事用地の確保等)</p> <p>第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 福島県土木部 38 </div>

参考資料



◆福島県工事請負契約約款について(抜粋) (3/6)

(設計図書の変更)
 第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)
 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)
 第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)
 第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)
 第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

参考資料



◆福島県工事請負契約約款について(抜粋) (3/6)

(設計図書の変更)
 第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)
 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)
 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)
 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

参考資料



◆福島県工事請負契約約款について(抜粋) (4/6)

(工期の変更方法)
 第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)
 第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)
 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとつた措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

参考資料



◆福島県工事請負契約約款について(抜粋) (4/6)

(工期の変更方法)
 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあつては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)
 第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)
 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとつた措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

改正（令和5年3月）

現行（平成31年3月）

参考資料



◆福島県工事請負契約約款について(抜粋) (5/6)

(不可抗力による損害)
第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び**第55条**第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて**第13条**第2項、**第14条**第1項若しくは第2項又は**第38条**第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（**第6項**において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

参考資料



◆福島県工事請負契約約款について(抜粋) (5/6)

(不可抗力による損害)
第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び**第47条**第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて**第13条**第2項、**第14条**第1項若しくは第2項又は**第37条**第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（**第6項**において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

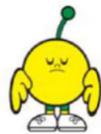
参考資料



◆福島県工事請負契約約款について(抜粋) (6/6)

(受注者の催告による解除権)
第47条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)
第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。



参考資料



◆福島県工事請負契約約款について(抜粋) (6/6)

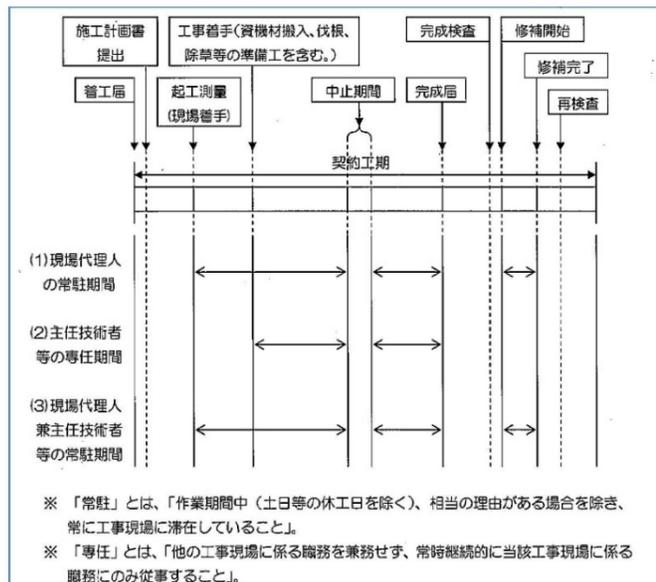
(受注者の解除権)
第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。



改正（令和5年3月）

参考資料

◆現場代理人の常駐期間及び主任技術者等の専任期間の概念図

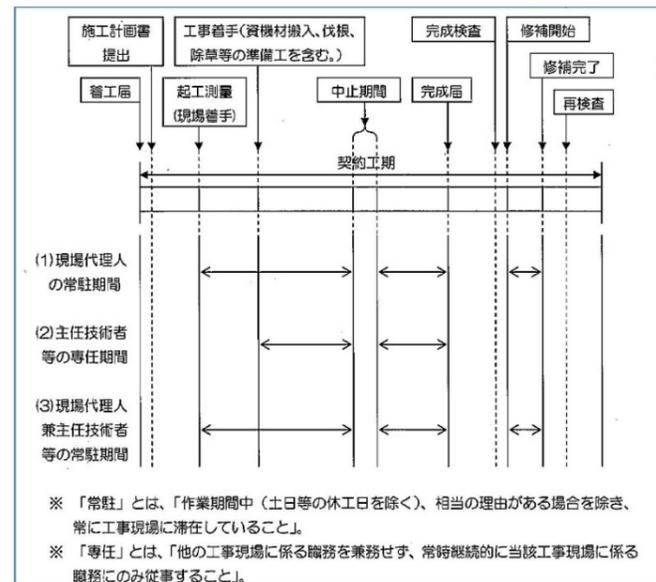


◇建設業法第26条第3項の規定により、請負金額が4000万円（建築一式工事の場合は8000万円）以上である工事においては、主任技術者又は監理技術者（以下、主任技術者等という。）は工事現場ごとに専任で置くこととされている。左図に現場代理人及び主任技術者等の常駐（専任）期間との関係を示す。
出典：平成22年3月1日付け21財第4212号（平成24年3月1日一部改正）「県発注工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて（通知）」

現行（平成31年3月）

参考資料

◆現場代理人の常駐期間及び主任技術者等の専任期間の概念図



◇建設業法第26条第3項の規定により、請負金額が2500万円（建築一式工事の場合は5000万円）以上である工事においては、主任技術者又は監理技術者（以下、主任技術者等という。）は工事現場ごとに専任で置くこととされている。左図に現場代理人及び主任技術者等の常駐（専任）期間との関係を示す。
出典：平成22年3月1日付け21財第4212号（平成24年3月1日一部改正）「県発注工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて（通知）」

参考資料

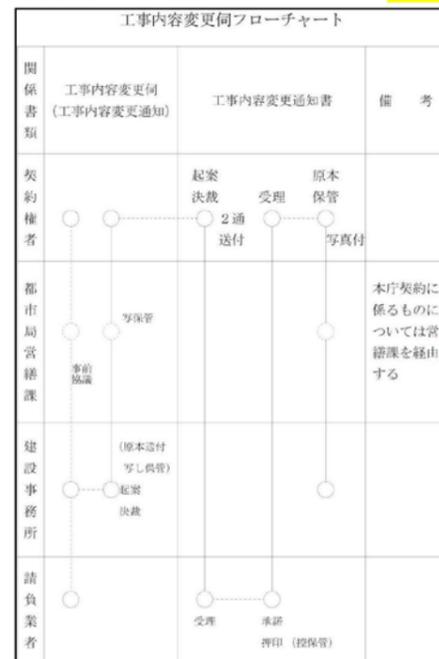
◆受託営繕（土木）工事に係る工事内容変更伺の事務処理について（1/2）

4-4-2 工事内容変更の事務処理 11頁第54号 平成11年4月5日

関係各部・局長様 土木部長

受託営繕（土木）工事に係る工事内容変更伺の事務処理について（通知）
このことについて、「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続きについて」（平成11年3月30日付け11農第357号、11農第42号農林水産部長、土木部長兼命達連）が通知されたことにより、別紙のとおり定めさせていただきます。
なお、係命達連3(1)のただし書きは、受託工事には適用しないこととします。

（事務担当 都市局営繕課第1係 電話024-521-7520）



参考資料

◆受託営繕（土木）工事に係る工事内容変更伺の事務処理について

4-4-2 工事内容変更の事務処理 11頁第54号 平成11年4月5日

関係各部・局長様 土木部長

受託営繕（土木）工事に係る工事内容変更伺の事務処理について（通知）
このことについて、「工事内容の軽微な変更に係る変更決定等の手続きについて」（平成11年3月30日付け11農第357号、11農第42号農林水産部長、土木部長兼命達連）が通知されたことにより、別紙のとおり定めさせていただきます。
なお、係命達連3(1)のただし書きは、受託工事には適用しないこととします。

（事務担当 都市局営繕課第1係 電話024-521-7520）



改正（令和5年3月）	現行（平成31年3月）
<p style="text-align: center;">Q&A 1.ガイドライン全般 </p> <p>Question 1</p> <p>設計変更された内容の契約変更手続きは、いつ頃行うのが適正ですか。現場条件等の変更があり、発注者が施工条件の変更の必要性を認めた場合でも、契約変更手続きは工期末に一括して行われるケースが多くあります。その都度、契約変更手続きを実施できないのですか。</p> <p>Answer 1</p> <p>設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度実施することとなります。</p> <p>ただし、軽微な設計変更を行っていた場合は、以下によります。</p> <p>①契約変更を行うときに、それ以前に行った軽微な設計変更をすべて含めて、契約変更を行う。</p> <p>②軽微な設計変更のみで変更事務が終わるものについては、工期の末（国庫・県費債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末）までに契約変更を行う。</p> <p style="text-align: right;">福島県土木部 51</p>	<p style="text-align: center;">Q&A 1.ガイドライン全般 </p> <p>Question 1</p> <p>設計変更された内容の契約変更手続きは、いつ頃行うのが適正ですか。現場条件等の変更があり、発注者が施工条件の変更の必要性を認めた場合でも、契約変更手続きは工期末に一括して行われるケースが多くあります。その都度、契約変更手続きを実施できないのですか。</p> <p>Answer 1</p> <p>設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度実施することとなります。</p> <p>ただし、軽微な設計変更を行っていた場合は、以下によります。</p> <p>①契約変更を行うときに、それ以前に行った軽微な設計変更をすべて含めて、契約変更を行う。</p> <p>②軽微な設計変更のみで変更事務が終わるものについては、工期の末（国庫・県費債務負担行為に基づく工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末）までに契約変更を行う。</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">▶参考 ○建築関係工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P.8 削除</p> <p style="text-align: right;">福島県土木部 51</p>
<p style="text-align: center;">Q&A 1.ガイドライン全般 </p> <p>Question 6 任意仮設の設計変更の条件は何ですか。</p> <p>Answer 6</p> <p>設計変更は、契約約款第18条又は19条の規定により図面または仕様書を変更することをいいます。任意仮設は、契約約款第1条第3項により受注者とその責任において定めるものとされているため、設計変更の対象となりません。</p> <p>一方、施工条件と実際の工事現場が一致しない場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となります。これに伴う任意仮設の変更は、請負代金額の変更の対象となります。</p> <p>【第1条総則】</p> <p>3 仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下、「施工方法等」という。）については、この約款および設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める。</p> <p>【第18条条件変更等】</p> <p>受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。</p> <p>5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">福島県土木部 56</p>	<p style="text-align: center;">Q&A 1.ガイドライン全般 </p> <p>Question 6 任意仮設の設計変更の条件は何ですか。</p> <p>Answer 6</p> <p>設計変更は、契約約款第18条又は19条の規定により図面または仕様書を変更することをいいます。任意仮設は、契約約款第1条第3項により受注者とその責任において定めるものとされているため、設計変更の対象となりません。</p> <p>一方、施工条件と実際の工事現場が一致しない場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計変更の対象となります。これに伴う任意仮設の変更は、請負代金額の変更の対象となります。</p> <p>【第1条総則】</p> <p>3 仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下、「施工方法等」という。）については、この約款および設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者とその責任において定める。</p> <p>【第18条条件変更等】</p> <p>受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。</p> <p>5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">福島県土木部 56</p>

改正（令和5年3月）	現行（平成31年3月）
<p style="text-align: center;">Q&A 2.「指定」と「任意」の考え方(仮設) </p> <p>Question 7</p> <p>設計変更ガイドラインP. 18『■設計変更の取扱い』の注)1で、『参考図等で示した内容と施工が大幅に異なる時は協議の対象となる場合がある』となっているが、何に基づいて『協議』の対象となるのですか。</p> <p>Answer 7</p> <p>『参考図等で示した内容と施工が大幅に異なる時』の協議は、契約約款第18条第4項(3)に基づき、受発注者間で行われます。</p> <p></p> <p>【第18条 条件変更等】 (中略)</p> <p>4 (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。</p> <hr/> <p style="font-size: small;">福島県土木部 57</p>	<p style="text-align: center;">Q&A 2.「指定」と「任意」の考え方(仮設) </p> <p>Question 7</p> <p>設計変更ガイドラインP. 17『■設計変更の取扱い』の注)1で、『参考図等で示した内容と施工が大幅に異なる時は協議の対象となる場合がある』となっているが、何に基づいて『協議』の対象となるのですか。</p> <p>Answer 7</p> <p>『参考図等で示した内容と施工が大幅に異なる時』の協議は、契約約款第18条第4項(3)に基づき、受発注者間で行われます。</p> <p></p> <p>【第18条 条件変更等】 (中略)</p> <p>4 (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。</p> <p>▶参考 ○建築関係工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P. 10、18 削除</p> <hr/> <p style="font-size: small;">福島県土木部 57</p>
<p style="text-align: center;">Q&A 2.「指定」と「任意」の考え方(仮設) </p> <p>Question 8</p> <p>重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りず、当初契約時の設計図書に無い敷鉄板等の仮設物が必要となる事が判明した場合、設計変更の対象となりますか。</p> <p>Answer 8</p> <p>工事契約後の現地調査等の結果により、地盤強度が足りないことから敷鉄板等が必要と判明した場合は、契約約款第18条第1項(4)に該当するものと考えられるため、受注者・発注者間の協議により、発注者が必要であると認めるときは、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合があります。(契約約款第18条第4項(3)、同条第5項)</p> <p></p> <hr/> <p style="font-size: small;">福島県土木部 58</p>	<p style="text-align: center;">Q&A 2.「指定」と「任意」の考え方(仮設) </p> <p>Question 8</p> <p>重機等施工機械の移動範囲の地盤強度が足りず、当初契約時の設計図書に無い敷鉄板等の仮設物が必要となる事が判明した場合、設計変更の対象となりますか。</p> <p>Answer 8</p> <p>工事契約後の現地調査等の結果により、地盤強度が足りないことから敷鉄板等が必要と判明した場合は、契約約款第18条第1項(4)に該当するものと考えられるため、受注者・発注者間の協議により、発注者が必要であると認めるときは、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合があります。(契約約款第18条第4項(3)、同条第5項)</p> <p></p> <p>▶参考 ○建築関係工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P. 10、12～16 削除</p> <hr/> <p style="font-size: small;">福島県土木部 58</p>

改正（令和5年3月）	現行（平成31年3月）
<p style="text-align: center;">Q&A 2.「指定」と「任意」の考え方(仮設) </p> <p>Question 9</p> <p>雨水排水管等の地下埋設物の設置にあたり、発注者はオープンカット（任意）によることを見込んでいたが、受注者から土留として矢板を設置して掘削したいとの提案を受けました。この場合、設計変更の対象となりますか。</p> <p>Answer 9</p> <p>工事は地下埋設物等を設置することであり、その施工方法は任意です。この場合の矢板については任意の仮設物となるため、受注者の提案は、原則として設計変更の対象となりません。</p> <p>ただし、発注者の想定するオープンカットによる施工が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合があります。（契約約款第18条第4項(3)、同条第5項）</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="font-size: small;">福島県土木部 59</p>	<p style="text-align: center;">Q&A 2.「指定」と「任意」の考え方(仮設) </p> <p>Question 9</p> <p>雨水排水管等の地下埋設物の設置にあたり、発注者はオープンカット（任意）によることを見込んでいたが、受注者から土留として矢板を設置して掘削したいとの提案を受けました。この場合、設計変更の対象となりますか。</p> <p>Answer 9</p> <p>工事は地下埋設物等を設置することであり、その施工方法は任意です。この場合の矢板については任意の仮設物となるため、受注者の提案は、原則として設計変更の対象となりません。</p> <p>ただし、発注者の想定するオープンカットによる施工が現場の諸条件等を踏まえ合理的ではないことが判明した場合や当初発注時点で予期しえなかった現場条件等が確認された場合は、受発注者間の協議により、設計図書の変更を行い、請負代金額を変更する場合があります。（契約約款第18条第4項(3)、同条第5項）</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">▶参考 ○建築関係工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P. 10、12～16 削除</p> <p style="font-size: small;">福島県土木部 59</p>
<p style="text-align: center;">Q&A 3.個別事例 </p> <p>Question 10 材料規格等について－1</p> <p>工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止等）なことが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。</p> <p>Answer 10</p> <p>受注者の調査により、工事契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能であると判明した場合は、契約約款第18条第1項(2)に該当するものと考えられるため、設計変更の対象となります。（契約約款第18条第4項(1)）</p> <p>なお、発注者は使用材料を変更することによる建築物への設計上の妥当性の検証及び経済性等の検討を行う必要があります。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="font-size: small;">福島県土木部 60</p>	<p style="text-align: center;">Q&A 3.個別事例 </p> <p>Question 10 材料規格等について－1</p> <p>工事契約後、使用材料の入手が不可能（生産中止等）なことが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。</p> <p>Answer 10</p> <p>受注者の調査により、工事契約後に設計図書に示された使用材料の入手が不可能であると判明した場合は、契約約款第18条第1項(2)に該当するものと考えられるため、設計変更の対象となります。（契約約款第18条第4項(1)）</p> <p>なお、発注者は使用材料を変更することによる建築物への設計上の妥当性の検証及び経済性等の検討を行う必要があります。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">▶参考 ○建築関係工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P. 10、12、13、16 削除</p> <p style="font-size: small;">福島県土木部 60</p>

改正（令和5年3月）	現行（平成31年3月）
<p style="text-align: center;">Q&A 3.個別事例 </p> <p style="text-align: center;">Question 11 材料規格等について－2</p> <p style="text-align: center;">工事契約後、使用材料の入手に想定以上の時間がかかることが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。</p> <p style="text-align: center;">Answer 11</p> <p>受注者は、使用材料の入手にかかる時間について工事契約前に想定し、工事を受注したと考えられます。よって、契約約款第18条第1項の条件変更等には該当しないので、原則として設計変更の対象となりません。</p> <p>ただし、発注者の使用材料の選定に明らかに責がある場合及び発注段階では想定されないことにより材料等を変更せざるを得ない場合は、設計変更の対象となる場合もあります。(契約約款第18条第4項(1)、(3))</p> <p style="text-align: left;"></p> <p style="text-align: center;">福島県土木部 61</p>	<p style="text-align: center;">Q&A 3.個別事例 </p> <p style="text-align: center;">Question 11 材料規格等について－2</p> <p style="text-align: center;">工事契約後、使用材料の入手に想定以上の時間がかかることが判明し、材料規格等を変更する場合、設計変更の対象となりますか。</p> <p style="text-align: center;">Answer 11</p> <p>受注者は、使用材料の入手にかかる時間について工事契約前に想定し、工事を受注したと考えられます。よって、契約約款第18条第1項の条件変更等には該当しないので、原則として設計変更の対象となりません。</p> <p>ただし、発注者の使用材料の選定に明らかに責がある場合及び発注段階では想定されないことにより材料等を変更せざるを得ない場合は、設計変更の対象となる場合もあります。(契約約款第18条第4項(1)、(3))</p> <p style="text-align: left;"></p> <p style="text-align: center;">福島県土木部 61</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>▶参考 ○建築関係工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P.9、10、16 削除</p> </div>
<p style="text-align: center;">Q&A 3.個別事例 </p> <p style="text-align: center;">Question 12 一時中止期間中の建設機械のリース代等の費用について</p> <p style="text-align: center;">杭の施工中に、発注者は想定されていなかった地中障害物が発見されたため、地中障害物の除去を行う期間、工事を一時中止する必要が生じました。その期間における建設機械のリース代等の費用について、契約変更の対象になりますか。</p> <p style="text-align: center;">Answer 12</p> <p>受注者の責によらない「地中障害物」により工事を一時中止した場合に必要な建設機械のリース代等の費用は、契約約款第20条第3項により中止期間中において現場維持や工事の続行に備えて保持するために必要となる費用等に該当すると考えられます。発注者は、工事一時中止に伴う増加費用について、受注者から請求があった場合、必要があると認められるときは契約変更を行うこととなります。</p> <p style="text-align: left;"></p> <p style="text-align: center;">福島県土木部 62</p>	<p style="text-align: center;">Q&A 3.個別事例 </p> <p style="text-align: center;">Question 12 一時中止期間中の建設機械のリース代等の費用について</p> <p style="text-align: center;">杭の施工中に、発注者は想定されていなかった地中障害物が発見されたため、地中障害物の除去を行う期間、工事を一時中止する必要が生じました。その期間における建設機械のリース代等の費用について、契約変更の対象になりますか。</p> <p style="text-align: center;">Answer 12</p> <p>受注者の責によらない「地中障害物」により工事を一時中止した場合に必要な建設機械のリース代等の費用は、契約約款第20条第3項により中止期間中において現場維持や工事の続行に備えて保持するために必要となる費用等に該当すると考えられます。発注者は、工事一時中止に伴う増加費用について、受注者から請求があった場合、必要があると認められるときは契約変更を行うこととなります。</p> <p style="text-align: left;"></p> <p style="text-align: center;">福島県土木部 62</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>▶参考 ○建築関係工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P.28～30 削除</p> </div>

改正（令和5年3月）	現行（平成31年3月）
<div data-bbox="296 210 1394 273"> <p>Q&A 3.個別事例 </p> </div> <div data-bbox="341 304 1350 472"> <p>Question 13 交通誘導警備員について</p> <p>交通誘導警備員Bとの記載あったところですが、工事契約後、所轄警察署に当該工事での交通誘導警備員の配置について確認したところ、交通誘導警備員Aの配置を求められました。その場合設計変更の対象となりますか。</p> </div> <div data-bbox="341 493 1350 766"> <p>Answer 13</p> <p>交通誘導警備員Aは、警備員等の検定等に関する規則第2条(平成17年国家公安委員会規則第20号)により都道府県公安委員会が必要と認める場合に配置することが求められています。</p> <p>交通誘導警備員は共通仮設費積上げ項目の一つとして施工条件に明示することが求められているところであり、その変更は契約約款第18条第1項(4)に該当すると考えられるため、受発注者間の協議により、設計変更の対象となります。(契約約款第18条第4項(3))</p> <p>▶参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ○『営繕積算方式』活用マニュアル 令和3年4月23日 P.29 ○交通誘導警備員A：警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に従事する交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格警備員。 ○交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。 <div data-bbox="1216 861 1365 987" style="text-align: right;">  </div> </div> <div data-bbox="341 1008 1394 1039"> <p>福島県土木部 63</p> </div>	<div data-bbox="1573 210 2671 273"> <p>Q&A 3.個別事例 </p> </div> <div data-bbox="1617 304 2626 472"> <p>Question 13 交通誘導警備員について</p> <p>交通誘導警備員Bとの記載あったところですが、工事契約後、所轄警察署に当該工事での交通誘導警備員の配置について確認したところ、交通誘導警備員Aの配置を求められました。その場合設計変更の対象となりますか。</p> </div> <div data-bbox="1617 493 2626 766"> <p>Answer 13</p> <p>交通誘導警備員Aは、警備員等の検定等に関する規則第2条(平成17年国家公安委員会規則第20号)により都道府県公安委員会が必要と認める場合に配置することが求められています。</p> <p>交通誘導警備員は共通仮設費積上げ項目の一つとして施工条件に明示することが求められているところであり、その変更は契約約款第18条第1項(4)に該当すると考えられるため、受発注者間の協議により、設計変更の対象となります。(契約約款第18条第4項(3))</p> <p>▶参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築関係工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P10、12、13、18 削除 ○『営繕積算方式』活用マニュアル【普及版】平成27年1月 P.31 ○交通誘導警備員A：警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に従事する交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格警備員。 ○交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。 <div data-bbox="2493 861 2641 987" style="text-align: right;">  </div> </div> <div data-bbox="1617 1008 2671 1039"> <p>福島県土木部 63</p> </div>
<div data-bbox="296 1050 1394 1113"> <p>Q&A 3.個別事例 </p> </div> <div data-bbox="341 1144 1350 1312"> <p>Question 14 設計図書が不明瞭な点について</p> <p>耐火建築物の要求がある建築工事において、延焼のおそれがある部分の開口部は防火戸にする必要があるが、設計図書には防火戸に関する明示がありませんでした。適法な建築物とするために防火戸の仕様とすることは設計変更の対象となりますか。</p> </div> <div data-bbox="341 1333 1350 1648"> <p>Answer 14</p> <p>建築基準法により、耐火建築物の要求がある建築工事で、延焼のおそれがある部分の開口部は防火戸にする必要があり、契約約款第18条第1項(3)に該当するものと考えられるため、受注者と発注者との協議により設計変更の対象となります。(契約約款第18条第4項(1))</p> </div> <div data-bbox="341 1848 1394 1879"> <p>福島県土木部 64</p> </div>	<div data-bbox="1573 1050 2671 1113"> <p>Q&A 3.個別事例(案) 黒字に変更 </p> </div> <div data-bbox="1617 1144 2626 1312"> <p>Question 14 設計図書が不明瞭な点について</p> <p>耐火建築物の要求がある建築工事において、延焼のおそれがある部分の開口部は防火戸にする必要があるが、設計図書には防火戸に関する明示がありませんでした。適法な建築物とするために防火戸の仕様とすることは設計変更の対象となりますか。</p> </div> <div data-bbox="1617 1333 2626 1648"> <p>Answer 14</p> <p>建築基準法により、耐火建築物の要求がある建築工事で、延焼のおそれがある部分の開口部は防火戸にする必要があり、契約約款第18条第1項(3)に該当するものと考えられるため、受注者と発注者との協議により設計変更の対象となります。(契約約款第18条第4項(1))</p> </div> <div data-bbox="1617 1711 2626 1795"> <p>▶参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築関係工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)P10、12、13、18 削除 </div> <div data-bbox="1617 1848 2671 1879"> <p>福島県土木部 64</p> </div>

改正（令和5年3月）	現行（平成31年3月）
<p style="text-align: center;">Q&A 4.その他 </p> <p>Question 16</p> <p>工事一時中止による屋外整備工事の工事短縮の進め方について 建築工事とは別途発注となった屋外整備工事（土木工事）の施工中に、関連する建築工事が一時中止となり、併せて工事中止となった。 発注者から工事再開にあたり、工期短縮を行うことの協議を受けた場合、工期短縮計画書やその場合の費用が増加する項目の協議等については、どのように進めるべきですか。</p> <p>Answer 16</p> <p>工期短縮計画書の内容や増加費用の考え方については、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）福島県土木部」の「工事一時中止に係るガイドライン」を活用して進めてください。</p> <p style="text-align: right;"></p> <p style="font-size: small;">福島県土木部 66</p>	<p style="text-align: center;">Q&A 4.その他 </p> <p>Question 16</p> <p>工事一時中止による屋外整備工事の工事短縮の進め方について 建築工事とは別途発注となった屋外整備工事（土木工事）の施工中に、関連する建築工事が一時中止となり、併せて工事中止となった。 発注者から工事再開にあたり、工期短縮を行うことの協議を受けた場合、工期短縮計画書やその場合の費用が増加する項目の協議等については、どのように進めるべきですか。</p> <p>Answer 16</p> <p style="text-align: right; color: red;">削除</p> <p>工期短縮計画書の内容や増加費用の考え方については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）〔案〕福島県土木部」の「工事一時中止に係るガイドライン」を活用して進めてください。</p> <p style="text-align: right;"></p> <p style="font-size: small;">福島県土木部 66</p>
<p style="text-align: center;">事例集 1-2 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更 </p> <p>変更事例</p> <p>外壁改修工事において、壁のクラック補修、モルタル浮き部分の補修を、想定で計上（図示）していたが、詳細調査の結果、数量に食い違いが発生した。補修が必要なことから、変更を行った。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="326 1333 593 1638" style="width: 30%;"> <p>当初設計</p> <p>・打診調査を行わないと、数量が確定しないことから、想定した数量で図面に記載していた。</p> </div> <div data-bbox="697 1333 964 1638" style="width: 30%;"> <p>・足場を仮設して、調査を行ったところ、数量に差異があり、協議を行った。</p> </div> <div data-bbox="1068 1333 1335 1638" style="width: 30%;"> <p>変更設計</p> <p>・報告された数量により、施工を行う。 ・変更する内容に基づき設計変更を行う。</p> </div> </div> <p>Point</p> <p>足場を架けて打診等の詳細調査を行わないと、補修数量が確定しないことから、受注者の調査報告書により協議を行い、請負代金の変更を行う。</p> <p style="text-align: right;"></p> <p style="font-size: small;">福島県土木部 69</p>	<p style="text-align: center;">事例集 1-2 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更 </p> <p>変更事例</p> <p>外壁改修工事において、壁のクラック補修、モルタル浮き部分の補修を、想定で計上（図示）していたが、詳細調査の結果、数量に食い違いが発生した。補修が必要なことから、変更を行った。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="1602 1333 1869 1638" style="width: 30%;"> <p>当初設計</p> <p>・打診調査を行わないと、数量が確定しないことから、想定した数量で図面に記載していた。</p> </div> <div data-bbox="1973 1333 2240 1638" style="width: 30%;"> <p>・足場を仮設して、調査を行ったところ、数量に差異があり、協議を行った。</p> </div> <div data-bbox="2344 1333 2611 1638" style="width: 30%;"> <p>変更設計</p> <p>・報告された数量により、施工を行う。 ・変更する内容に基づき設計変更を行う。</p> </div> </div> <p>Point</p> <p>足場を架けて打診等の詳細調査を行わないと、補修数量が確定しないことから、請負者の調査報告書により協議を行い、請負代金の変更を行う。</p> <p style="text-align: right;"></p> <p style="font-size: small;">福島県土木部 69</p>

改正（令和5年3月）

現行（平成31年3月）

事例集 1-4 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更



変更事例

内部改修工事において、天井材を撤去した際に、図面がない石綿含有の恐れのある保温材が発見されたため、軽微な設計変更により、分析調査を追加し、その結果に応じて適切な設計変更及び撤去作業を行った。

当初設計

・天井裏に工事の支障となる配管は図示されていなかった。



・天井裏に工事の支障となる配管があり、移設が必要となった。
さらに確認したところ、その保温材に石綿含有の恐れのある材料が使用されていたことから、協議を行った。



変更設計

・石綿含有について確認を行って、この結果に基づき、適正な施工を行う。
・変更する内容に基づき設計変更を行う。

Point

隠蔽部分について、不測の事態が発生した際は、その処置については設計変更の対象となる。



福島県土木部

71

事例集 1-4 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更



変更事例

内部改修工事において、天井材を撤去した際に、図面がないアスベスト含有の恐れのある保温材が発見されたため、軽微な設計変更により、分析調査を追加し、その結果に応じて適切な設計変更及び撤去作業を行った。

当初設計

・天井裏に工事の支障となる配管は図示されていなかった。



・天井裏に工事の支障となる配管があり、移設が必要となった。
さらに確認したところ、その保温材にアスベスト含有の恐れのある材料が使用されていたことから、協議を行った。



変更設計

・アスベスト含有について確認を行って、この結果に基づき、適正な施工を行う。
・変更する内容に基づき設計変更を行う。

Point

隠蔽部分について、不測の事態が発生した際は、その処置については設計変更の対象となる。



福島県土木部

71

事例集 2-1 工事目的物の追加



変更事例

現地を掘削した結果、工事の支障になる既設埋設管を確認したため、切り回し及び一部撤去工事を追加した。

当初設計

・設計図書には工事に支障となる既設埋設管は図示されていなかった。



・掘削中に工事の支障となる既設埋設管を確認した。なお、その配管は常時使用されており、長期に渡る使用制限は不可能であった。



変更設計

・工事に支障となる範囲において、配管の切り回しを行い、既設埋設管の一部を撤去の施工を行う。
・変更する内容に基づき設計変更を行う。

Point

工事工程に影響を及ぼすことから、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。【契約約款第18条(条件変更等)】



福島県土木部

72

事例集 2-1 工事目的物の追加



変更事例

現地を掘削した結果、工事の支障になる既設埋設管を確認したため、切り回し及び一部撤去工事を追加した。

当初設計

・設計図書には工事に支障となる既設埋設管は図示されていなかった。



・掘削中に工事の支障となる既設埋設管を確認した。なお、その配管は常時使用されており、長期に渡る使用制限は不可能であった。



変更設計

・工事に支障となる範囲において、配管の切り回しを行い、既設埋設管の一部を撤去の施工を行う。
・変更する内容に基づき設計変更を行う。

Point

工事工程に影響を及ぼすことから、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。【契約約款第18条(条件変更)】



福島県土木部

72

改正（令和5年3月）	現行（平成31年3月）
<div data-bbox="296 210 1394 273"> <p>事例集 5-1 電気設備</p> </div> <div data-bbox="326 294 1335 451"> <p>変更事例 学校改修工事における非常放送設備更新工事において、設計図書と現場が一致しておらず、非常用スピーカーの数量を変更した。</p> </div> <div data-bbox="326 472 1335 766"> <p>当初設計 発注図面が古く、非常用スピーカーが必要数確保されていなかった。</p> <p>→</p> <p>・受注者が着工前に現地調査したところ、図面と現場の不一致が発覚</p> <p>→</p> <p>変更設計 ・追加の非常用スピーカー及び配管配線を追加 ・変更した設計図書に基づく費用を計上</p> </div> <div data-bbox="326 787 1335 997"> <p>Point 改修工事の際に、竣工図面を参考とするとその後の修繕や改修工事での実際の現場と図面が一致しないことがある。 受注者は設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が異なる場合は、ただちに監督員と協議する。</p> </div> <div data-bbox="326 1008 1335 1039"> <p>福島県土木部 80</p> </div>	<div data-bbox="1573 210 2671 273"> <p>事例集 5-1 電気設備(案) 黒字に変更</p> </div> <div data-bbox="1602 294 2611 451"> <p>変更事例 学校改修工事における非常放送設備更新工事において、設計図書と現場が一致しておらず、非常用スピーカーの数量を変更した。</p> </div> <div data-bbox="1602 472 2611 766"> <p>当初設計 発注図面が古く、非常用スピーカーが必要数確保されていなかった。</p> <p>→</p> <p>・受注者が着工前に現地調査したところ、図面と現場の不一致が発覚</p> <p>→</p> <p>変更設計 ・追加の非常用スピーカー及び配管配線を追加 ・変更した設計図書に基づく費用を計上</p> </div> <div data-bbox="1602 787 2611 997"> <p>Point 改修工事の際に、竣工図面を参考とするとその後の修繕や改修工事での実際の現場と図面が一致しないことがある。 受注者は設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が異なる場合は、ただちに監督員と協議する。</p> </div> <div data-bbox="1602 1008 2611 1039"> <p>福島県土木部 80</p> </div>
<div data-bbox="296 1050 1394 1113"> <p>事例集 5-2 機械設備</p> </div> <div data-bbox="326 1134 1335 1333"> <p>変更事例 冷温水発生機のオーバーホールを行ったが、密閉箇所を解放分解したところ、他にもオーバーホールが必要な箇所が見つかり工事を追加した。</p> </div> <div data-bbox="326 1354 1335 1627"> <p>当初設計 ・当初契約箇所以外の機器の異常は想定していなかった。</p> <p>→</p> <p>・オーバーホールを行うため密閉箇所を解放分解したところ異常が見つかった。</p> <p>→</p> <p>変更設計 ・追加のオーバーホール箇所を設計図書に明示する。 ・変更した設計図書に基づき費用を計上する。</p> </div> <div data-bbox="326 1648 1335 1837"> <p>Point 追加のオーバーホール箇所については、機器を停止し密閉箇所を解放分解しなければわからない箇所であった。追加工事については当初工事と密接に関連することから、別発注ではなく追加工事として契約変更する。</p> </div> <div data-bbox="326 1848 1335 1879"> <p>福島県土木部 81</p> </div>	<div data-bbox="1573 1050 2671 1113"> <p>事例集 5-2 機械設備(案) 黒字に変更</p> </div> <div data-bbox="1602 1134 2611 1333"> <p>変更事例 冷温水発生機のオーバーホールを行ったが、密閉箇所を解放分解したところ、他にもオーバーホールが必要な箇所が見つかり工事を追加した。</p> </div> <div data-bbox="1602 1354 2611 1627"> <p>当初設計 ・当初契約箇所以外の機器の異常は想定していなかった。</p> <p>→</p> <p>・オーバーホールを行うため密閉箇所を解放分解したところ異常が見つかった。</p> <p>→</p> <p>変更設計 ・追加のオーバーホール箇所を設計図書に明示する。 ・変更した設計図書に基づき費用を計上する。</p> </div> <div data-bbox="1602 1648 2611 1837"> <p>Point 追加のオーバーホール箇所については、機器を停止し密閉箇所を解放分解しなければわからない箇所であった。追加工事については当初工事と密接に関連することから、別発注ではなく追加工事として契約変更する。</p> </div> <div data-bbox="1602 1848 2611 1879"> <p>福島県土木部 81</p> </div>